

情 個 審 第 2 8 号  
令和6年11月26日

茨城県知事 大井川 和彦 殿

茨城県情報公開・個人情報保護審査会  
委員長 亀田 哲也

行政文書不開示決定に対する審査請求について（答申）

令和5年11月20日付け道建諮問第2号で諮問のありました下記事案について、別紙のとおり答申します。

記

「特定の日 to 特定の場所で行われた県・石岡市・桜川市の3者における上曾トンネル建設についての協議に係る行政文書」不開示決定に係る審査請求事案

(情報公開諮問第218号)

(情報公開答申第184号)

## 第1 審査会の結論

実施機関が令和5年5月8日付け道建指令第1号により行った不開示決定については、別表の「不開示相当部分」の欄に掲げる部分を不開示としたことは妥当であるが、その余の部分については、開示すべきである。

## 第2 諮問事案の概要

### 1 行政文書の開示請求

令和5年4月18日、審査請求人は、茨城県情報公開条例（平成12年茨城県条例第5号。以下「条例」という。）第5条の規定に基づき、茨城県知事（以下「実施機関」という。）に対し、次のとおり行政文書の開示の請求（以下「本件開示請求」という。）をした。

「平成30年1月29日、水戸市のホテル・ザ・ウエストヒルズにおいて、県土木部と石岡・桜川両市の三者が上曽トンネル（仮称）建設についての協議を行った際の、県が協議の場で配付した文書及びその際に県が作成したその議事録（議事メモを含む）の全て」

### 2 実施機関の決定及び通知

実施機関は、本件開示請求に係る行政文書として、次の行政文書（以下「本件行政文書」という。）を特定した上で、県及び市が行う事務に関する情報であって、公にすることにより、毎年度実施される自治体間及び国との予算要望の交渉に係る事務に関し、県及び市の財産上の利益を不当に害し当該事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあり、条例第7条第6号に該当するとして、不開示決定（以下「本件処分」という。）を行い、令和5年5月8日付け道建指令第1号により、審査請求人に通知した

「平成30年1月29日、水戸市のホテル・ザ・ウエストヒルズにおいて、県土木部と石岡・桜川両市の三者が上曽トンネル（仮称）建設についての協議を行った際の、県が協議の場で配布した文書及びその際に県が作成したその議事録（議事メモを含む）の全て・・・「報告・連絡書」」

### 3 審査請求

令和5年8月2日、審査請求人は、本件行政文書の開示を求めて、行政不服審査法（平成26年法律第68号）第2条の規定に基づき、実施機関に対し、審査請求（以下「本件審査請求」という。）を行った。

### 第3 審査請求人の主張の要旨

#### 1 審査請求の趣旨

不開示決定の取消しと、全部開示の決定を求める。

#### 2 審査請求の理由

審査請求人の審査請求書における主張は、おおむね次のとおりである。

本件処分に係る行政文書不開示決定通知書によると、本件行政文書は、条例第7条第6号に該当し、公にすることにより、毎年度実施される自治体間及び国との予算要望の交渉に係る事柄に関し、県及び市の財産上の利益を不当に害し当該事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがある、としている。

しかし、当該事業は既に完成間近であり、毎年度実施される自治体間及び国との予算要望との関係は認められず、その交渉に影響があるとはいえない。

また、本件行政文書を公にすることで、県及び市の財産上の利益を不当に害し、当該事務の適正な遂行に支障があるとは考えられない。

平成30年1月29日、水戸市のホテル・ザ・ウエストヒルズにおける県土木部と石岡・桜川両市の三者による上曾トンネル（仮称）建設についての協議は、当該事業を進める際の重要な協議であり、県民の関心や公益性も高い。

### 第4 実施機関の主張の要旨

実施機関の弁明書における主張は、おおむね次のとおりである。

#### 1 本件処分の理由

当該文書には、国庫補助等に対する予算確保に向けた県や市が実施する国や県に対する具体的な要望活動の内容が含まれている。

このやり取りを公にすることで、公開されないと期待して発言した出席者との関係で信頼関係を損ない、毎年度実施される自治体間及び国との予算要望の交渉に係る事務に関し、自由で率直な意見交換が困難となるおそれがある。

その結果、より良い要望活動の方針決定に至らず十分な国費を確保できない結果を招き、県及び市の財産上の利益を不当に害し、当該事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあることから不開示とするものである。

#### 2 結論

以上のことから、本件処分には、違法又は不当な点は何ら存在しない。

### 第5 審査会の判断

当審査会は、本件諮問事案について審査した結果、次のように判断する。

- 1 本件開示請求に係る行政文書の特定について  
本件開示請求に係る行政文書は、本件行政文書であると認められる。
- 2 本件処分の妥当性について  
審査請求人は、本件行政文書の開示を求めていることから、以下、当審査会において本件行政文書を見分した結果を踏まえ、本件行政文書の不開示情報該当性について検討することとする。
  - (1) 条例第7条第6号該当性について  
条例第7条第6号においては、県の機関、国、独立行政法人等、他の地方公共団体又は地方独立行政法人が行う事務又は事業に関する情報であって、公にすることにより、同号アないしオに掲げるおそれその他当該事務又は事業の性質上、当該事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるものが、不開示情報とされている。  
また、同号アないしオについては、例示であり、同号アないしオに掲げる事務又は事業以外の事務又は事業であっても、その性質上、公にすることにより当該事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがある情報は、同号により不開示情報となるものと解されている。  
さらに、同号については、同種の事務又は事業が反復される場合には、当該情報の開示が将来の同種の事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがある場合も含まれると解されている。
  - (2) 別表の番号1ないし番号5の各不開示相当部分について
    - ア 別表の番号1の不開示相当部分欄に掲げる部分  
当該部分には、知事要望への対応方針について、県が複数の特定の市と検討した内容に係る情報が記載されているものと認められる。  
当該部分は、これを公にすると、県と市町村との信頼関係が損なわれ、今後、知事要望に係る事務又は事業について市町村の協力が得られなくなり、当該事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるものと認められる。  
したがって、当該部分は、条例第7条第6号に該当するものと認められる。
    - イ 別表の番号2の不開示相当部分欄に掲げる部分  
当該部分には、県が関係する公共事業に係る事業費に充てる特定の国の交付金の確保に関し、国の担当者から得た助言に基づく手法や対応方針に係る情報が記載されているものと認められる。  
当該部分は、これを公にすると、県と国との信頼関係が損なわれ、今後行われる同種の事業における事業費の確保について国の協力が得られなくなり、当該事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるものと認

められる。

したがって、当該部分は、条例第7条第6号に該当するものと認められる。

ウ 別表の番号3の不開示相当部分欄に掲げる部分

当該部分には、知事要望への対応方針について検討した際の複数の特定の市の長の率直な意見に係る情報が記載されているものと認められる。

当該部分は、これを公にすると、県と市町村との信頼関係が損なわれ、今後、知事要望に関係する事務又は事業について市町村の協力が得られなくなり、当該事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるものと認められる。

したがって、当該部分は、条例第7条第6号に該当するものと認められる。

エ 別表の番号4の不開示相当部分欄に掲げる部分

当該部分には、県が関係する公共事業に係る事業費の確保のための対応方針について検討した際の複数の特定の市の長の率直な意見に係る情報が記載されているものと認められる。

当該部分は、これを公にすると、県と市町村との信頼関係が損なわれ、今後行われる同種の事業における事業費の検討について市町村の協力が得られなくなり、当該事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるものと認められる。

したがって、当該部分は、条例第7条第6号に該当するものと認められる。

オ 別表の番号5の不開示相当部分欄に掲げる部分

当該部分には、県が関係する公共事業に係る事業費に充てる特定の国の交付金の確保に関し、国の担当者から得た助言に基づく手法や対応方針に係る情報が記載されているものと認められる。

当該部分は、これを公にすると、県と国との信頼関係が損なわれ、今後行われる同種の事業における事業費の確保について国の協力が得られなくなり、当該事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるものと認められる。

したがって、当該部分は、条例第7条第6号に該当するものと認められる。

(3) 上記(2)の条例第7条第6号に該当するものと認められる部分以外の部分(本件行政文書のうち別表の不開示相当部分欄に掲げる部分以外の部分)について

当該部分には、行政文書不開示決定通知書の「1 行政文書の名称」欄の2に記載されている協議の日時、場所、出席者、内容等が記載されてい

るが、当該部分については、これらを公にしても、県と市町村との信頼関係や県と国との信頼関係が損なわれる等により、事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるとまでは認められない。

したがって、当該部分は、条例第7条第6号に該当するものとは認められない。

そのほか、当該部分は、同条に定める他の不開示情報に該当するものとは認められない。

よって、当該部分は、開示すべきである。

### 3 審査請求人のその他の主張について

審査請求人のその他の主張については、本件処分に係る上記の各判断に影響を及ぼすものではないと判断する。

### 4 結論

以上により、「第1 審査会の結論」のとおり判断する。

## 第6 審査会の処理経過

本件審査請求に係る審査会の処理経過は、次のとおりである。

年	月	日	内	容
令和5年	11月	20日	諮問	受理
令和6年	10月	18日	審査	(令和6年度第7回審査会第一部会)
令和6年	11月	20日	審査	(令和6年度第8回審査会第一部会)

別表

番号	不開示相当部分
1	1枚目の不開示部分のうち、下から22行目11文字目ないし15文字目、下から21行目37文字目ないし下から20行目9文字目及び下から19行目30文字目ないし下から17行目28文字目
2	1枚目の不開示部分のうち、下から13行目15文字目ないし34文字目、下から10行目12文字目ないし37文字目及び下から8行目2文字目ないし下から7行目15文字目
3	2枚目の不開示部分のうち、3行目7文字目ないし4行目12文字目
4	2枚目の不開示部分のうち、7行目7文字目ないし8行目15文字目、9行目7文字目ないし10行目4文字目、11行目7文字目ないし24文字目及び12行目7文字目ないし39文字目
5	3枚目の不開示部分のうち、9行目3文字目ないし36文字目、21行目1文字目ないし22行目20文字目、23行目2文字目ないし24行目5文字目及び24行目14文字目ないし34文字目